

平成26年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年9月25日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月25日 午前9時00分宣告(第5日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	戸谷裕治
	3番	水野智見	4番	安藤洋一
	5番	山田新太郎	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦	政策推進課長	黒川 静一
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 総務課長	江上 文啓
		次長兼 心安課長	岡村 智彦		
	民生部	部長	佐藤 一夫	次長兼 子育て推進課長	鈴木 利彦
		次長兼 住民課長	伊藤 満	健康推進課長	大橋 幸一
		高齢介護課長	橋本 浩之	環境課長	江場 満
		保険医療課長	伊藤 光彦		
	産建設業部	部長	上田 実	次長兼 まちづくり推進課長	志治 正弘
		土木農政課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼 下水道課長	加藤 和己	水道課長	佐藤 正樹
	消防本部	消防長	奥村 光司		
	教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	川合 保
生涯学習課長		伊藤 保光			
委員及び 委員長	監査委員	平野 正雄			

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 務 会 局 事 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第45号 表彰について
- 日程第2 議案第46号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第47号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第48号 蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第52号 字の区域の設定について
- 日程第9 防災建設常任委員会の所管事務調査の結果報告
- 日程第10 議案第53号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第54号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第57号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 認定第1号 平成25年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 平成25年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第8号 平成25年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第24 発議第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第25 発議第8号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第26 発議第9号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第27 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成26年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

お手元に、発議第7号から発議第9号までの意見書提出議案、総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書、議員には、平成25年度蟹江町教育委員会点検・評価報告書、平成26年度第1回臨時会、第2回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

また、防災建設常任委員には議案第45号、議案第47号及び議案第48号に関する資料、総務民生常任委員には防災建設常任委員会所管事務調査の資料が配付してありますので、お願いいたします。

ここで、政策推進室長、産業建設部長より行政報告の申し出がありましたので、順次許可いたします。

○政策推進室長 服部康彦君

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、本日お手元に配付をさせていただきました第33回かにえ町民まつり及び蟹江川鵜飼事業についてご報告を申し上げます。

第33回かにえ町民まつりにつきましては、10月11日、12日の両日、蟹江町役場周辺を中心に午前10時から午後5時まで開催をいたします。オープンステージのスケジュールにつきましては、開いていただきまして左側に記載がしてございますので、お目通しをお願いを申し上げたいと思います。

11日土曜日は午前10時30分よりオープニングセレモニーを予定しており、議長を始め議員の皆様にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、その際、去る7月4日に交流・協力に関する協定を結びました設楽町の町長が来町されることとなっております。

12日日曜日、午前11時50分と3時5分からの沖縄伝統芸能エイサーが読谷村高志保青年会により披露され、午前中のエイサーに合わせ読谷村の村長が来町されることにもなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、蟹江川鵜飼についてでございます。

10月19日日曜日、蟹江川水辺スポット、鹿島側でございますが、こちらにおきまして午前11時から5時まで開催をさせていただきます。鵜飼のイベントスケジュールにつきましては、裏面の中段右側に記載がしてございますので、こちらもお目通しをお願いをしたいと思っております。オープニングセレモニーにつきましては、午後1時30分より水辺スポット特設ステージを予定しており、鵜飼の実演につきましては午後4時ごろになるかと思っております。

また、こちらにつきましても議長を始め議員の皆様にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、住民の皆さんへの周知につきましては、かにえ町民まつりにつきましては9月12日、既に配布をさせていただいております。また、蟹江川鵜飼につきましては10月1日の全戸配布に合わせてご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、議員の皆様には行政報告をさせていただきましたが、正式なご案内につきましては10月上旬に改めてご案内をさせていただきますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○産業建設部長 上田 実君

皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、私からJR東郊線踏切の通行どめについてご報告を申し上げます。

資料につきましてはA4のカラー刷り1枚、こちらのほうが既に皆さん方のところに配布をされておりますので、ごらんください。

JRは、東郊線踏切におきましてレールの老朽化などにより、踏切ざお改良工事を実施いたします。工事の内容は、踏切内のレールの取りかえ及び軌道材料の取りかえであり、踏切の幅員や形態は特に変更はありません。現在のままであります。

この工事に伴い、10月15日水曜日の夜11時から10月17日金曜日の早朝5時まで、車両が通行どめとなります。特に10月16日木曜日は一日中、車両の通行どめになりますが、交通指導員等を主要交差点に配置をさせ、交通の支障のないように指導をいたします。

また、住民への周知は、業者が関係町内会に事前に相談し回覧チラシを配布するとともに、周辺道路には予告看板等を設置をし、周知をいたします。

なお、現在、東郊線踏切について議論がありますが、今回の工事については関係がございません。

以上、ご報告させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長 吉田正昭君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 吉田正昭君

日程第1 議案第45号「表彰について」

日程第2 議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

日程第3 議案第47号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定について」

日程第4 議案第48号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

日程第5 議案第49号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第50号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第51号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」

日程第8 議案第52号「字の区域の設定について」

を一括議題といたします。

本8案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました8案件につきまして、去る9月5日に委員会を開催いたし、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、付託案件の審査順序につきまして、最初に議案第45号の審査を行い、続いて議案第49号、議案第52号、最後に民生部に関する案件で議案第46号から議案第48号及び議案第50号並びに議案第51号の審査を行いました。

まず1つ目であります、議案第45号「表彰について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、寄付された土地の金額の算出根拠はという内容の質疑がございました。

これに対して、愛知県が平成25年12月に夜寒橋歩道設置工事の際に買収した価格を参考としたという内容の答弁がありました。

次に、佐屋川の中で民有地はどれくらいあるのか。また、固定資産税は減免措置がとられているのかという内容の質疑がございました。

これに対して、佐屋川の中には個人所有が130人程度、法人所有が5件ほどある。また、固定資産税は減免措置されているという内容の答弁がありました。

次に、今回寄付された土地と佐屋川東の道路との間の土地は誰の所有かという内容の質疑がありました。

これに対して、その部分の土地はほぼ個人所有の土地である。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第45号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

2つ目、議案第49号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、なぜ就学指導委員会の名称を変更する必要があるのかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、愛知県就学指導委員会の設置要綱が廃止され、4月1日付で愛知県教育支援委員会を設置したことに基づき、町のほうも合わせて改正をしたという内容の答弁がありました。

また、提案の際、詳細な情報を提示していただくと事前に調査研究ができるので、もう少しわかるような出し方をしてほしいという内容の要望がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第49号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

3つ目、議案第52号「字の区域の設定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第52号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

4つ目、議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、この条例を制定するのは、新しく参入される事業者が参入しやすくするため等の意図があるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、今後参入したり、あるいは事業者が事業の変更、拡大等があった場合、速やかに町としてその事業を確認し事業を進めていけるように、あらかじめ基準を定めていくものであるという内容の答弁がございました。

次に、保育料や補助金について条例に定められていないが、どのようになるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、新制度の施設給付費については国から公定価格というものが提示され、公定価格がベースとなる。保育所の保育料は市町村が決定し、幼稚園等もその金額となる。市町村が決定した保育料とベースとなる公定価格との差額が補助金で出てくる予定であるという内容の答弁がありました。

次に、平成18年から認定こども園制度が出てきたが、この地域ではやろうという動きがほとんどない。今回新たな制度となるが、どのように捉えているのか。また、民間でやってくれそうな雰囲気があるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、今回の制度改正で認定こども園をもっと普及しようということで、制度が変わる部分がある。町内の幼稚園では、制度がどのように変わるか調査研究等しているが平

成27年度のスタート時には移行する考えはないと返事をいただいている。新たな情報があった場合には公立の保育所、私立の幼稚園関係なく子供の支援のため一緒にやっていきたいという考えで情報提供等をしていきたいという内容の答弁がございました。

次に、これからの課題や政治的な覚悟をどのように捉えて、今後どのようにやろうとしているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、とにかく待機児童を出さない。それからゼロ、1、2歳をしっかりカバーし、そして認定こども園との共存がどのようにできるかしっかり考えて前へ進めていきたいという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第46号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

5つ目、議案第47号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、ベビーシッターが子供を虐待し死亡させた事件があったが、今回の条例で取り締まれるようにできるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、地域型保育の家庭的保育と言われる部分になると思うが、悲しい事件が起きるようなことのないように精査をして町が認可するよう条例を定めているという内容の答弁がありました。

次に、窓口には保育所の延長保育の要望等はないかもしれないが、子育てに関するアンケート調査の中には延長の声があるので、今後もう少し考慮してもらいたいという内容の質疑がありました。

これに対して、ニーズがあればしっかりとやっていきたいと考えているので、時間の関係、延長保育の場所等、十分考慮させていただきたいという内容の答弁がありました。

次に、事業施設の面積の関係で、設備基準の面積は愛知県の基準に従っていくのかという内容の質疑がありました。

これに対して、愛知県の基準は国の基準よりも広いので、それに従って広めに基準を設置しているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第47号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

6つ目、議案第48号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、従来型の学童保育からもう一步拡大して体制をつくり上げていくことが大事だと思うが、条例改正を受け、これから学童保育をどのように構築していくのかという内容の質疑がありました。

これに対して、できない理由をつけるのではなくできる方向性で前に進めていきたい。今

ある施設をどう使うか、今後施設をどうつくるか、これからも考えていきたいという内容の答弁がありました。

次に、学校の空き教室の現状は。また、学校の先生は家庭的な事情を把握されているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、児童数の現状と今後の推移を見ると蟹江小学校、舟入小学校、須西小学校、学戸小学校の空き教室の確保は難しいが、新蟹江小学校は確保できると思う。また、学校の先生は実態を把握しており、一斉下校の際、学童保育に行く児童だけ集まり責任者も整列しているという内容の答弁がありました。

次に、場所の拡大だけではなく放課後児童指導員等を雇用、養成する必要があるのではないかという内容の質疑がありました。

これに対して、来年度に向けて資格を持つ臨時職員等を募集し、5年間の経過措置等があるので、来年度から各児童館の正職員、臨時職員に順次研修を受けていただき、体制を整えていきたいという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第48号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

7つ目、議案第50号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、現在、母子・父子家庭はどのくらいあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、平成26年7月末現在、母子家庭が290世帯、父子家庭が15世帯であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第50号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

8つ目、議案第51号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、蟹江町に残留邦人はおみえになるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、今のところおみえにならないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第51号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(8番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

以上で委員長報告を終わります。

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第45号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号「字の区域の設定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第9 「防災建設常任委員会の所管事務調査の結果報告」を議題といたします。

調査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 大原龍彦君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○防災建設常任委員長 大原龍彦君

おはようございます。

9月の定例会には防災建設常任委員会には付託事件審査がありませんでしたので、去る9月5日金曜日に本委員会が行った所管事務調査として、鍋蓋新田排水機場の津波避難階段、JRの蟹江川、八ヶ島並びに東郊線各踏切、蟹江今駅北特定土地区画整理地内にある調整池の排水ポンプ、はつらつ公園及びなかよし公園の現状を調査してきましたので、ご報告を申し上げます。

出席者は委員7名、そして委員外4名の計11名、理事者からは上田産業建設部長、志治産業建設部次長、伊藤土木農政課長であります。

最初に、鍋蓋新田排水機場において、県民の命を守る緊急減災事業として設置工事が行われた津波避難階段及び屋上手すりを調査いたしました。屋上まで7メートル92センチ、屋上の手すりまでは9メートル2センチもの高さがあり、津波災害に備えて避難整備が整えられております。

次に、JRの踏切につきまして、利用の現状や廃止された場合の影響などを考察するため、八ヶ島と蟹江川両踏切の現地確認を行いました。現段階では蟹江川踏切を廃止する方向であります。災害時の経路確保や文化的な背景等を考慮し、慎重かつ十分な検討をお願いしたいと思っております。

次に、蟹江今駅北特定土地区画整理地内の調整池にある排水ポンプ設備を調査いたしました。設計費131万2,500円、工事費3,024万7,350円、合計3,155万9,850円をかけて着脱式水中ポンプ2基が設置されました。このうち724万6,000円が地域の元気臨時交付金から充てられたものであります。排水ポンプは災害時に調整池から蟹宝幹線排水路へ放流されるためのものであり、この設置により第2次災害を防止することが期待され、有事に対する備えが強化されたものと思われまます。

次に、同じく蟹江今駅北特定土地区画整理地内に新設されましたなかよし公園にて、町内の都市公園の現状を調査いたしました。公園内にはところどころ大きな水たまりができており、水はけの面を改善できないかとの意見も出ました。

次に、拡幅が予定されておりますJR東郊線踏切の現状について確認いたしました。調査当日においても、自動車の往来が激しく歩行者や自転車の方が踏切を通るのに苦心されている姿を見かけました。安心・安全な道路整備のために、早急に対処していただきたいと願います。

最後に、はつらつ公園を視察いたしました。こちらの公園では平成25年度にトイレが設置されましたが、トイレ内の設備が壊されるという残念な事態が起こっております。地域住民が安心して公園を利用できるよう、継続して行き届いた維持管理をお願いしたいと思っております。

以上をもってご報告を申し上げます。

(14番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 吉田正昭君

日程第10 議案第53号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第11 議案第54号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第12 議案第55号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第13 議案第56号「平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第14 議案第57号「平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第15 議案第58号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第16 認定第1号「平成25年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 吉田正昭君

日程第17 認定第2号「平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 吉田正昭君

日程第18 認定第3号「平成25年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 吉田正昭君

日程第19 認定第4号「平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 吉田正昭君

日程第20 認定第5号「平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 吉田正昭君

日程第21 認定第6号「平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 吉田正昭君

日程第22 認定第7号「平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 吉田正昭君

日程第23 認定第8号「平成25年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり利益の処分を可決することとし、決算を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり可決、認定されました。

○議長 吉田正昭君

日程第24 発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○6番 伊藤俊一君

発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、同、高阪康彦、同、奥田信宏、同、菊地久でございます。

朗読をもって提案説明とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省概算要求において、7年間で2万4,000人の定数改善をめざす工程が示されたものの、少人数学級のさらなる推進のためには十分な改善案ではなかった。さらに、政府予算においてはこの改善案も見送られ、実際には、いじめ問題への対応や特別支援教育の充実など個別の教育課題に対応するための定数改善のみにとどまったことから、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。しかし、自治体においては長引く不況の影響から教育予算の減額をせざるを得ない状況である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられるこ

とが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成27年度の政府予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

(6番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第25 発議第8号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

高阪康彦君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 高阪康彦君

発議第8号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦。

賛成者、蟹江町議会議員、奥田信宏、同、菊地久、同、伊藤俊一でございます。

朗読をもって提案にかえさせていただきますので、お願いいたします。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが後を絶たない。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒一人あたり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この5年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、学納金は平均で約40万円にものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような状況下で、平成22年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化されている。私学へも一定の就学支援金が支給され、今年度からは制度の見直しによって年収910万円の所得制限を導入する一方で、私学の中低所得者層には就学支援金が加算され、新たに給付型の奨学金制度も実現した。しかし、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれ、このままでは、公立とともに、「公教育」の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなる恐れもある。

愛知県下の高校生に一人は私学で学んでおり、私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関である。そして私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づ

く国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(13番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第26 発議第9号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 奥田信宏君

それでは、発議第9号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、同、菊地久、同、伊藤俊一、同、高阪康彦。

朗読をもって提案にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費1／2助成（愛知方式）」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じ、この5年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、納付金は平均で約40万円にものぼっている。

このような状況下で、平成22年度から公立高校が無償化され、私立高校生には就学支援金が支給された。しかし、愛知県は財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、入学金や授業料以外の月納金を除く授業料平均額の無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっている。とりわけ、乙Ⅰ（年収約610万円未満）・乙Ⅱ（年収約840万円未満）では、公立が11万8,800円軽減された一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がった。折からの不況もあり、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒も未だ相当数存在している。

また、公立が無償化されたため、学費の公私格差が学校選択の障害となり、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれてきた。

今年度より国は「高校無償化」を見直し、年収910万円の所得制限を導入する一方で、父母負担の公私格差を是正するために、私学の中低所得者層には就学支援金を加算した。それに伴い、愛知県の私学関係予算は授業料助成が拡充され、低所得者層（甲ランク）の入学金補助を10万円から15万円に増額するとともに、新たに給付型奨学金制度を実現、中所得者層（乙ランク）への助成額も4年ぶりに増額した。また、学校への経常費助成も一人当たり6,570円増額し、ようやく平成10年度水準を回復した。しかしながら、父母負担の公私格差は、まだ大きく残っており、多くの県民が私学を自由に選択できないのが実態である。経常費助成も「国基準単価」に未だ3,542円不足している。

私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生の三人に一人は私学で学んでいる。私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でも

あった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

従って、当議会は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上であります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第27 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務

調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成26年第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時04分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 吉田正昭

9番 議員 菊地久

11番 議員 奥田信宏